

セブン銀行取引規定（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更いたします。[下線部を追加・変更箇所]

旧	新
<p>第 5 条（口座開設時等の取引時確認）</p> <p>【1～3 省略】</p> <p>4. 口座開設時または口座開設後に当社が必要と認めた場合は、改めて当社が指定する証明書類等の提出をお客さまに求めることがあります。この提出がない場合（当社が定める期日までに当社にご連絡がない場合、お届けの住所に発送した本人確認書類の提出を求める通知書が当社に返送された場合およびお届けの電話番号に連絡が取れない場合を含みます。）、当社は、口座を解約、またはお取引の全部もしくは一部を停止することがあります。これらによってお客さまに損害が生じても、当社は一切責任を負いません。</p> <p>5. お客さまが、犯罪による収益の移転防止に関する法律其他法令（お客さまとの取引に際して、当該法令に定める事項について、当社に所定の確認義務が課されるものをいいます。）に定める以下のいずれかに口座開設時に該当している、または口座開設後に該当するようになった場合、お客さまは当社に申し出なければならないものとします。</p> <p>(1) 外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者など、ならびにこれらの者であった者</p> <p>(2) 前号に掲げる者の家族その他当社所定の条件を満たす者</p>	<p>第 5 条（口座開設時等の取引時確認）</p> <p>【1～3 省略】（現行とおり）</p> <p><u>（削除）第 22 条（解約等）第 3 項（1）へ移行</u></p> <p>4. お客さまが、犯罪による収益の移転防止に関する法律其他法令（お客さまとの取引に際して、当該法令に定める事項について、当社に所定の確認義務が課されるものをいいます。）に定める以下のいずれかに口座開設時に該当している、または口座開設後に該当するようになった場合、お客さまは当社に申し出なければならないものとします。</p> <p>(1) 外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者など、ならびにこれらの者であった者</p> <p>(2) 前号に掲げる者の家族その他当社所定の条件を満たす者</p>

第 9 条 (サービス利用時等の本人確認)

【1～4 省略】

5. 法令等に基づく所定の本人確認等が必要な場合、その他当社が必要と認めた場合は、再度当社が指定する証明書類等の提出を求めることがあります。この提出がない場合（当社が定める期日までに当社にご連絡がない場合、お届けの住所に発送したご本人さまを確認できる書類等の提出を求める通知書等が当社に返送された場合およびお届けの電話番号に連絡が取れない場合を含みます。）、当社は口座を解約、またはお取引の全部もしくは一部を停止することがあります。

第 22 条 (解約等)

【1 省略】

2. お客さまが次の各号のいずれか 1 つでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、当社所定の方法により、ただちに口座を解約、またはその後の全部もしくは一部のお取引を制限することができるものとします。この場合、当社から請求があり次第、ただちにキャッシュカード等を当社にご返却ください。また、このために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

【(1) ～ (10) 省略】

(新設)

(新設)

第 9 条 (サービス利用時等の本人確認)

【1～4 省略】 (現行とおり)

(削除) 第 22 条 (解約等) 第 3 項 (2) へ移行

第 22 条 (解約等)

【1 省略】 (現行とおり)

2. お客さまが次の各号のいずれか 1 つでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、当社所定の方法により、ただちに口座を解約、またはその後の全部もしくは一部のお取引を制限することができるものとします。この場合、当社から請求があり次第、ただちにキャッシュカード等を当社にご返却ください。また、このために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

【(1) ～ (10) 省略】 (現行とおり)

(11) 口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

(12) 一定期間お客さまによる口座の利用がない場合

3. 次の各号のいずれか 1 つでも該当した場合、当社は、お客さまに提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに当社へご回答・ご連絡をいただけない場合には、口座を解約、または本規定に基づくお取引の全

	<p><u>部もしくは一部について制限または停止させていただくことがあります。</u></p> <p><u>また、当社へご回答いただけない場合として、お届けの住所に発送したご本人さまを確認できる書類等の提出を求める通知書等が当社に返送された場合およびお届けの電話番号に連絡が取れない場合も含みます。なお、これらによってお客さまに損害が生じて、当社は一切責任を負いません。</u></p> <p>(1) <u>口座開設時または口座開設後に当社が必要と認めた場合</u></p> <p>(2) <u>お客さまによる口座での当社サービスのご利用時において、法令等に基づく所定の本人確認等が必要な場合、その他当社が必要と認めた場合</u></p> <p>(3) <u>お客さまの情報および具体的なお取引の内容等を適切に管理するため当社が必要と認めた場合</u></p> <p>(4) <u>上記 (1) ～ (3) に掲げるほか、法令等に基づき、またはお客さまのご利用状況等を考慮して当社が必要と認めた場合</u></p>
(新設)	<p>4. <u>前項の各種確認や資料の提出の依頼に対するお客さまの回答、具体的なお取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、または本規定等に違反するおそれなどのお取引の全部または一部を制限すべき相当な事由があると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づくお取引の全部または一部を制限させていただくことがあります。</u></p>
(新設)	<p>5. <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客さまからの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または本規定等に違反する</u></p>

(新設)

3. 口座を解約された時は、ご利用の各サービスも解約します。
4. 口座名義人が非居住者となる場合は、事前に届出のうえ、口座を解約していただきます。
5. 口座が解約され残高がある場合、またはお取引が制限されその解除を求める場合には、当社所定の方法により当社にお申出ください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
6. 解約によりご返却する資金が発生した場合には、お客さまがご指定する当社または当社以外の金融機関口座へお振込み等を行うことで、当社はお客さまに対する一切の責を免れるものとします。
7. 口座を解約する場合のキャッシュカード等のお取扱いについては、当社の指示に従うものとします。

おそれなどのお取引の全部または一部を制限すべき相当な事由が合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該お取引等の制限を解除いたします。

6. 日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまは、当社の求めに応じ在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社所定の方法によって当社に届出るものとします。在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づくお取引の全部または一部を制限し、さらに当社が必要と認めた場合には、口座を解約させていただくことがあります。
7. 口座を解約された時は、ご利用の各サービスも解約します。
8. 口座名義人が非居住者となる場合は、事前に届出のうえ、口座を解約していただきます。
9. 口座が解約され残高がある場合、またはお取引が制限されその解除を求める場合には、当社所定の方法により当社にお申出ください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
10. 解約によりご返却する資金が発生した場合には、お客さまがご指定する当社または当社以外の金融機関口座へお振込み等を行うことで、当社はお客さまに対する一切の責を免れるものとします。
11. 口座を解約する場合のキャッシュカード等のお取扱いについては、当社の指示に従うものとします。

以上